

調査事業に係る事後評価記載様式**I 総合評価**

全体として、地域の公共交通を活性化・再生し、地域を活性化させるための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

連携計画の策定に向けて、法定協議会を平成20年3月、5月、7月、8月の4回にわたり開催し、地域における公共交通の問題点・課題を把握した上で、地域公共交通に関する目標を設定し、当該目標を達成するための事業を検討する等連携計画の策定に向けて必要な調査を行い、計画事業の実施に向け、地域関係者の実質的な合意形成を図った。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性**1 調査の範囲****① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握したか。**

平成19年2月に名鉄バスから示された市内14路線の廃止意向を踏まえ、平成19年度に調査した岡崎市における公共交通サービスの現状等に係るデータ・資料や、「日常の交通実態とバス利用に関する市民アンケート調査」、「路線バスの維持に関する地区別懇談会」の結果をもとに、地域における公共交通の問題点や課題を把握した。別添の岡崎市総合交通政策、岡崎市地域公共交通総合連携計画を参照)

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

少子高齢化、中心市街地衰退、環境問題、旧額田町との合併等都市状況の変化を踏まえ、公共交通の問題点・課題を整理した。別添の岡崎市総合交通政策、岡崎市地域公共交通総合連携計画を参照)

2 地域公共交通に関する目標の設定**① 地域の実態を踏まえた適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。**

バスの運行記録データや市民アンケート調査により、バス利用者数、市民の公共交通の利便性に対する満足度を把握し、地域公共交通に関する目標値として設定している。別添の岡崎市地域公共交通総合連携計画を参照)
これらの目標値は、市民のバス利用が年々減少し、平成19年2月にバス事業者から14路線の廃止申出があり、地域交通の維持に向けて取り組むことが必要となっており、一方で、現在の公共交通サービスに満足している市民27.4%に対して、不満と感じている市民が35.7%あり、公共交通の利用に向けたサービス向上策を進めし、利用される公共交通にしていくことが必要であることから、バス利用者数の増加、市民の公共交通の利便性に対する満足度の向上を目標値として設定している。

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

「日常の交通実態とバス利用に関する市民アンケート調査」の結果や、平成19年度に策定した「岡崎市総合交通政策(平成20～25年度)」を踏まえ、地域公共交通に関する目標を設定している。別添の岡崎市総合交通政策を参照)

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係**① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選り出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。**

既存のバス路線や鉄道と連携した利便性の高い公共交通ネットワークを構築し、市民のクルマから公共交通移動への転換を促進し、バス利用者数の増加、公共交通の利便性に対する満足度の向上につなげるため、市内の基幹となるバス路線設定のための実証運行や、交通拠点から移動ニーズの多い都市拠点へ快速性をもってアクセスできるバスの実証運行、既存バス路線の改善、交通空白・不便地域における地域交通(乗合タクシー等)の実証運行を、また、バスマップの作成や利用促進イベント、TFアンケート等による市民へのモビリティ・マネジメントを取組事業として選定した。別添の岡崎市地域公共交通総合連携計画を参照)

III 自立性 持続性
1 事業の実施に向けての準備
① 地域公共交通に関する目標（案）を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。 平成20年3月、5月、7月、8月の4回にわたり法定協議会を開催し、取組事業についての具体的な内容やスケジュールについて検討を行った。（別添の岡崎市地域公共交通総合連携計画を参照）
② 各事業について達成目標が、その評価方法・評価基準とともに検討されたか。 平成20年8月、11月の法定協議会において、基幹バスや地域交通の実証運行、公共交通利用促進の各事業について、その評価方法と評価内容について検討した。
③ 事業による効果・影響を把握する方法が検討されたか。 実証運行や公共交通利用促進事業の実施について、運行主体からの運行記録データの報告に加え、調査員による利用者アンケート調査、沿線居住者へのアンケート調査を行い、事業による効果・影響を把握していくことを11月の法定協議会で協議した。
④ 事業の実施主体が検討されたか。 事業の実施主体については、名鉄バスなど現行の事業者と協議のうえ、5月の法定協議会において、市内バス路線の再編方針と実施主体について検討し、関係者合意が形成された。
2 事業の実施環境
① 事業実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。 平成20年度において事業を実施するにあたっては、総合事業（計画事業）による国費のほか、岡崎市からの財政支出、県バス協会からの協賛金によるということで8月の法定協議会で合意され、岡崎市等から事業実施に必要な財政支出がされ、財源の目処がついた。
② 住民等による自主的な利用促進、協賛金拠出への協力等の環境があるか。 総合事業（計画事業）による交通空白・不便地域における地域交通の実証運行においては、地域住民の主体的・組織的な取り組みのもとに、ルート、ダイヤ、運賃、地域の協力方法、利用推進方法等の運行計画を作成するなど、地域住民の協力を前提に進めることとしている。（別添の岡崎市地域公共交通総合連携計画を参照）

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成	
1 協議会における審議体制等	
① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。	法定協議会の設置要綱により、法定協議会の協議事項は、連携計画の策定及び変更、連携計画の実施に係る連絡調整、連携計画に位置づけられた事業の実施と規定している。また、法定協議会は年6回程度の開催を想定しており、適宜会議を開催して審議できる体制になっている。
② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。	法定協議会に市民・利用者代表メンバー、自治会、老人クラブ、障害者福祉団体、地域利用者団体、商工会議所、商工会）6人が含まれているほか、平成19年度に実施した「日常の交通実態とバス利用に関する市民アンケート調査」、路線バスの維持に関する地区別懇談会」、岡崎市総合交通政策案」のパブリックコメントの結果について法定協議会で説明を行い、住民の意見を調査事業に反映した。
2 協議会における審議	
① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。	平成20年3月、5月、7月、8月の計4回にわたり法定協議会を開催し、調査事業の実施状況の報告、連携計画案についての協議を重ねた。12月の法定協議会においては調査事業に係る自己評価報告案を報告・審議した。
② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。	法定協議会の設置要綱において、会議の傍聴は原則可能であることを規定している。議事録や会議資料はインターネットのHPや市役所の市政情報コーナー等において公表している。
3 地域関係者の実質的な合意形成	
① 地域公共交通に関する目標（案）やそれを達成するための事業（案）等について地域関係者の実質的な合意が形成されたと言えるか。	法定協議会において調査事業の実施や連携計画案策定に向けた協議を重ねるなかで、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業について、関係者の合意形成がなされた。 また、総合事業の実施について、法定協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。

計画事業に係る事後評価記載様式 初年度・2年度目)

I 総合評価

地域の公共交通を活性化・再生し、地域を活性化させるために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

平成20年3月、5月、7月、8月、11月、12月の計6回にわたり法定協議会を開催し、地域の公共交通を活性化し、地域を活性化するために適切な事業を選び出し、試行的に事業を実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、利用料金の設定、協賛金の拠出等も含めた財源の検討等、当該事業を本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

II 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。

全市的な基幹バスネットワークの構築に向け、ネットワークの弱い市内東西軸におけるバス路線設定のための実証運行や、交通拠点から移動ニーズの多い都市拠点へ快速性をもってアクセスできるバスの実証運行、交通空白・不便地域における乗合タクシーの実証運行、また、公共交通マップの作成や公共交通利用促進イベントの実施、実証運行沿線居住者を対象としたTF Pアンケートによるモビリティ・マネジメントの実施など、公共交通の利用促進に資する事業を計画に位置づけている。

路線バスの実証運行については、3路線（補助対象路線）が11月1日に運行を開始し、12月末までの間に〇.〇千人が利用した。乗合タクシーについては、平成20年度の事業計画では額田地域でデマンド方式による実証運行を計画していたが、定時定路線の乗合タクシーとして12月19日の法定協議会で運行計画を審議し、3月2日の運行開始に向けて準備を進めている。公共交通利用促進イベントについては、11月1・2日の市民まつりを「公共交通に親しむ日」として利用促進キャンペーンを実施した。また、実証運行路線沿線住民へのモビリティマネジメントとして、簡易TF Pによる第1回アンケートを12月に実施し、第2回目アンケートを公共交通マップの発行にあわせて2月に実施する計画をしている。

② 事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画においては、平成20年度に額田地域でデマンドタクシーの実証運行を計画していたが、地域特性や移動ニーズが異なることから、地区別に地域住民が主体となり運行計画の作成を進め、20年度は下山地区で定時定路線型のコミュニティタクシーを実証運行することが第15回法定協議会において変更了承された。

III 具体的成果

① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

基幹路線バスの実証運行については、総合事業計画において、基幹路線バスの運行の認知率を沿線住民へのアンケート調査によって把握するとともに、病院・公共施設等への利用手段の変化や住民生活の質的向上を調査員による利用者へのアンケート調査により把握することとしており、12月に調査を実施しており現在集計中である。また、利用者数を毎日把握し、11月、12月の数値実績等により事業評価を行った。

公共交通の利用促進に資する事業については、バス運行やTF Pアンケート、バスマップの配布、利用促進キャンペーンの実施により、新たにバス利用が始まったか、利用機会が増加したかアンケート調査により把握することとしている。11月1・2日に実施した公共交通利用促進イベントでは、市内路線バスの利用者が通常時比較で13.0%であった。

乗合タクシーの実証運行については、認知率、病院等への利用手段の変化や住民生活の質的向上をアンケート調査により把握するとともに、利用者数を毎日把握し、一月あたりの平均利用者数の月別の推移で事業評価を行う予定である。

② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうか検証したか。

基幹路線バスの実証運行について、市街地や病院、公共施設等への移動に利用する市民が増えていることが12月のアンケート調査で確認されれば、バス利用者数の増加、利用者や住民の公共交通の利便性等に対する満足度の向上という目標を達成するために適切な事業であると判断される。また、11月1日のバス実証運行の開始と、中心市街地でのイベント開催にあわせて実施した公共交通利用促進キャンペーン「公共交通に親しむ日」では、通常時に比較して市内の路線バス利用者が3割増えていることから、過度なクルマ利用から公共交通利用への市民の意識転換を進め、公共交通利用者数の増加という目標を達成するために適切な事業であると判断している。

IV 自立性 持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

基幹路線バスの実証運行については、12月に実施している利用者アンケート等の結果を踏まえて運行内容の問題点を検証する。乗合タクシーの実証運行は、3月からの開始を予定しているが、地域組織が中心となって問題点の検証を行っていく。バス・タクシーともに、利用者の増加と本格運行に向けて運行を継続させる仕組みの確立が課題になると認識している。また、公共交通の利用促進事業の実施については、今年よりも市民さらには企業を取り込んだ事業展開が課題である。バスマップについては、2月の配布時に利用者に使い勝手や改善点などを伺うアンケートを実施し、改善点を検証していくこととしている。

② 実施した事業について効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。

基幹路線バスの実証運行については、地域の拠点から市街地や病院や公共施設等へのアクセス向上や住民生活の質的向上のために適切な事業であり、一定程度の効果が現れているものと考えているが、より多くの住民に利用してもらうため、停留所の増設など運行内容を一部見直すことを検討する。

③ 実施した事業について効果が現れていないのにも関わらず、翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

実施した事業は、この項目に該当しないものと認識している。

2 事業の実施環境

① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成21年度において基幹バスの実証運行、乗合タクシー等地域交通の実証運行、及び公共交通の利用促進に資する事業を実施するにあたっては、総合事業（計画事業）による国費のほか、岡崎市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、岡崎市の平成21年3月議会に平成21年度予算案を提出し、市議会において審議されることになっている。

② 住民等による自主的な利用促進、協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

平成20年度における公共交通利用促進事業（公共交通利用促進イベント）に関しては、県バス協会から30万円の協賛金が法定協議会に拠出された。来年度の公共交通利用促進イベントに関しても関係機関へ協賛金の拠出をお願いしていく。また、地域交通の実証運行においては、地域住民の主体的・組織的な取り組みのもとに、ルート、ダイヤ、運賃、地域の協力方法、利用推進方法等の運行計画を作成するなど、地域住民の協力を前提に進めることとしている。

③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

総合事業（計画事業）による地域交通の実証運行の終了後に、本格運行ができるようにするためには、岡崎市における財政措置のほか、地域住民による維持努力が必要であることから、一定の運賃収入を確保できるよう地域の協力方法などについて12月の会議において協議した。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の設置要綱により、法定協議会の協議事項は、連携計画の策定及び変更、連携計画の実施に係る連絡調整、連携計画に位置づけられた事業の実施と規定している。また、法定協議会は年6回程度の開催を想定しており、適宜会議を開催して計画事業の進め方や実施状況について審議できる体制になっている。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

法定協議会に市民（利用者代表、自治会、老人クラブ、障害者福祉団体、地域利用者団体、商工会議所、商工会）が含まれているほか、計画事業の進め方を法定協議会で審議した上で、基幹バスの実証運行や乗合タクシー等地域交通の実証運行及び公共交通の利用促進に資する事業を実施するとともに、その実施結果については毎回の法定協議会で説明を行って質問や意見を伺っており、住民の意見を計画事業に反映している。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成20年3月、5月、7月、8月、11月、12月の計6回にわたり法定協議会を開催し、計画事業の進め方、実施した計画事業の結果や実施状況について報告・協議を行い、12月の法定協議会においては計画事業に係る自己評価報告案について報告・確認を行うなど、法定協議会が適切に開催された。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の設置要綱において、会議の傍聴は原則可能であることを規定している。議事録や会議資料はインターネットのHPや市役所の市政情報コーナー等において公表している。

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたと言えるか。

法定協議会において計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめ及び自己評価報告案が報告・審議され、基幹バスの実証運行については、収支率向上が課題であるものの、矢作橋駅～市民病院、額田支所～市民病院は、ネットワークの弱い市内東西軸における基幹バス路線として、また、高齢者を中心とする交通弱者の市街地や病院への足の確保として重要であり、運行内容を一部見直しつつ、来年度も実証運行を実施することについて、関係者の合意形成が行われた一方、総合事業の実施について、法定協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業等について地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。